

令和2年第4回下仁田町議会定例会会議録第2号（15日）						
招集年月日	令和2年12月14日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和2年12月14日午前10時00分			議 長	島 崎 紘 一
	閉 会	令和2年12月22日午前10時13分			議 長	島 崎 紘 一
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小井土 光 弘	○	7	佐 藤 博	○
	2	大 手 博 幸	○	8	千 野 榮 治	○
	3	佐々木 信 也	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	岡 田 邦 敏	○	10	堀 口 博 志	○
	5	木 暮 弘 元	○	11	岡 田 武 二	○
	6	岩 崎 正 春	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	8番	千 野 榮 治	10番	堀 口 博 志		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事 務 局 長	岩 井 収		書 記	佐 藤 里 奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		福 祉 課 長	岡 野 宏 巳	
	教 育 長	茂 木 学		保 健 課 長	永 井 邦 佳	
	総 務 課 長	岡 野 均		農 林 課 長	東 間 克 敏	
	企 画 課 長	竹 内 誠		商 工 観 光 課 長	佐 藤 圭 司	
	住 民 税 務 課 長	猪 野 ともえ		建 設 水 道 課 長	佐 藤 正 明	
	会 計 課 長	柴 田 悦 子		教 育 課 長	林 通 典	

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第7号 議員派遣の件
- 2 第79号議案 下仁田町議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第80号議案 下仁田町手数料条例の一部を改正する条例
- 4 第81号議案 下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 5 第82号議案 町道路線の認定について
- 6 第83号議案 令和2年度下仁田町一般会計補正予算（第4号）
- 7 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

会 議 の 経 過

開 会 令和2年12月15日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 これから本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、報告第7号 議員派遣の件、会議規則第129条の第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中に議員派遣がありましたので、報告いたします。

○議長 島崎紘一 次に、日程第2、第79号議案 下仁田町議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を企画課長に求めます。企画課長

（竹内誠企画課長 登壇）

○企画課長 竹内誠 命によりまして、第79号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第79号議案 下仁田町議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を次のように改正

する。

第2条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定住自立圏構想推進要綱に規定する定住圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に関すること。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和2年12月14日提出、下仁田町長 原秀男。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第79号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第79号議案は原案どおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第80号議案 下仁田町手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第80号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第80号議案 下仁田町手数料条例の一部を改正する条例。

下仁田町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「通知カードの再交付」及び「1枚につき500」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和2年12月14日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第80号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、第81号議案 下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第81号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第81号議案 下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

趣旨、第1条、この条例は、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における法第141条第1項の自動車の使用、法第142条第1項第7号のビラの作成及び法第143条第1項第5号のポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和2年12月14日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 公職選挙法の改正に伴う下仁田町の条例の制定でありますけれども、この公職選挙法改正に伴う選挙管理委員会の会議をいつ持たれましたか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 今回の公職選挙法の改正の中身につきましては、さきの町長選挙に当たりまして選挙管理委員会を開いた折に、内容についてはご説明をさせていただきました。日付につきましては、しっかり11月だったと思います。ちょっと日付、申し訳ございません、今、記憶がないところでございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 今回の公職選挙法の改正の目的は3つほどあるわけですね。ただ、この条例案は多く、細か過ぎる。こんだけ細かいのであれば、なぜ供託金の項目をこの条例の中に載せなかったか。

町長選挙においては50万円の供託金、町会議員選挙の供託金は今回の公職選挙法の改正により15万円の供託が必要と。車の使用やビラ、ポスターのことについては、こんな細々を条例にしなくも、細則で掲示すればいい。ほかの車の使用を細々、ポスターあるいはチラシのことを細々書いておきながら、供託金のことについて一切この条例には載せていない。

そんなに拙速に下仁田町のこの公費負担に関する条例を制定しなくもいいんだよ。町長選挙はよほどのことがない限り4年後、議会議員の選挙はよほどのことがない限りは約3年後、それまでの間にちゃんと条例案をつくり、細則をつくり。ほかのことを細々とここに書いておきながら、供託金はなぜこの条例案に載せなかったのか、その理由をお尋ねします。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

今回、公職選挙法の改正により、町村議会議員の選挙に供託金15万円という趣旨が盛り込まれました。この供託金につきましては、公職選挙法の第92条の第1項第9号で、供託金15万円という形でここで規定されてございます。

つきましては、法に規定されている義務でございますので、改めて県のほうに確認したところ、条例に明記する必要はないという回答でございました。ですので、今回の条例のほうには明記しなかったという次第でございます。

今回の公職選挙法の改正に伴いまして、今回その法律の公職選挙法の中に供託金の項目が新たに加わって、15万円の供託金の納めが必要だということで、法に規定されておりましたので、条例のほうには特に明記はさせていただきますでした。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 供託金の方がそうであれば、選挙運動用自動車使用の公費

の負担、選挙用のビラ、選挙用のポスター、これを改正になった公職選挙法の中に載っているわけだよ。多く、つけたような理由を言わないでさ。公職選挙法に載っているから供託金のことは載せなかった、それだったら、公職選挙法にこれ、下仁田の条例案なんか必要ねえってことだよ。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 今回の本条例につきましては、公費負担に関する条例、先ほど3つの種類の自動車、ビラ、ポスターについては、公職選挙法では無料にすることができるという形でうたってございます。各自治体の条例を制定して無料にすることができるということになってございますので、今回その3つの部分については条例制定という形でさせていただきました。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 しからば、町会議員選挙でこの条例案のとおりにしたら、公費は幾らかかりますか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 今回お示ししました条例の中で、3つの種類がございます。その限度額を仮に使用した場合、限度額の申請があった場合に、例えばハイヤー方式にされた場合は、ハイヤー方式とビラとポスターの作成をした候補者については、議会議員選挙については約70万8,000円、1候補者当たり。個別契約方式、レンタカー方式を用いた場合は、1候補者当たり56万5,000円というような形で見込んでいます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 例えば昨年の町会議員の選挙を例に、立候補者が14人いたと。この場合に公費が総トータル幾らかかるんだ。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 昨年の場合を例に取りますと、今回、例えばハイヤー方式を14人の候補者の方が採用した場合に、限度額を一番使った場合、約990万円ほどかかってきます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 この条例に基づいて選挙用の自動車、14人が全ての人がタクシーをチャーターした場合を考えてみてください。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 タクシー、要はハイヤー方式を採用した場合に、例えば14人の方が全てハイヤー方式にしたと、なおかつビラそしてポスターをそれぞれ限度額いっぱいに使った場合は、14名で990万円の予算という形にな

ります。

○議長 島崎紘一 いいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。佐藤公夫さん

(12番 佐藤公夫議員 登壇)

○12番 佐藤公夫 この条例につきましては、議運、全協で色々お話を申し上げてあります。下仁田町の公職選挙法の改正は時期尚早であります。ですから、この条例案に対しては反対です。どうか皆様、ご協力をお願いいたします。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫議員に申し上げますけれども、個人の意見なり、人を誘うようなことは、会議規則で禁じられておりますので、ご了解をよろしくお願いしたいと思います。

ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 それでは、討論を終結して採決いたします。

第81号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 島崎紘一 挙手多数です。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第5、第82号議案 町道路線の認定についてを議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第82号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第82号議案 町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規程に基づき、町道路線を下記のとおり認定する。

記、路線名、町道2622号線、起点、大字馬山字四方坂3194-9、終点、大字馬山字休場乙4342番、幅員、5.5メートルから11.5メートル、延長、216.18メートル。

令和2年12月14日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりました。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論がないようですので、第82号議案 町道路線の認定についてを採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第82号議案は可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第83号議案 令和2年度下仁田町一般会計補正予算(第4号)を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第83号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第83号議案 令和2年度下仁田町一般会計補正予算(第4号)。

令和2年度下仁田町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,707万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,727万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和2年12月14日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。10款地方特例交付金158万1,000円、15款国庫支出金1,758万4,000円、16款県支出金1,547万7,000円、19款繰入金1,895万9,000円、21款諸収入817万6,000円、22款町債530万円、歳入合計53億2,019万7,000円に6,707万7,000円を追加し、63億8,727万

4, 000円としたいとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款総務費143万7,000円、3款民生費3,011万8,000円、4款衛生費37万8,000円、6款農林水産業費1,466万4,000円、7款商工費120万円の減、8款土木費1,580万円、9款消防費179万7,000円、10款教育費210万3,000円、11款災害復旧費198万円、歳出合計63億2,019万7,000円に6,707万7,000円を追加し、63億8,727万4,000円としたいとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、変更でございます。起債の目的は、防災対策事業債で、限度額1,000万円に80万円を追加し1,080万円に、緊急防災・減災事業債は、限度額8,590万円に50万円を追加し8,640万円に、緊急自然災害防止対策事業債は、限度額3,010万円に70万円を追加し3,080万円に、災害復旧事業債は限度額8,350万円に330万円を追加し8,680万円としたいとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、8ページの2歳入、11ページの3歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑に際しましては、ページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いいたします。

それでは、質疑を願います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して、第83号議案につきましては予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第7、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書は、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長 島崎紘一 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和2年12月15日 午前10時45分